原判決を破棄する。

被告人を懲役一年および罰金四、〇〇〇万円に処する。

被告人において右罰金を完納し得ないときは金二〇万円を一日に換算し た期間被告人を労役場に留置する。

この裁判の確定した日から二年間右懲役刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

曲

本件控訴の趣意は、弁護人三木今二、同大塚正民共同作成名義の控訴趣意書に、 これに対する答弁は、検察官粟田昭雄作成名義の答弁書に、それぞれ記載されてい るとおりであるから、これらを引用し、これに対し、当裁判所は、記録を調査し、 当審における事実取調の結果に基づき、次のとおり判断する。 一 控訴趣意第一、第二点(法令解釈の誤り、事実の誤認を主張する論旨)につ

いて

所論は、まず、原判決は所得税法二三八条にいう「偽りその他不正の行為」とは 真実の所得を隠ぺいし、それが課税対象となることを回避するため、所得をことさ ら過少に記載した内容虚偽の所得税確定申告書を税務署長に提出する行為それ自体 をいうと解すべきであると判示するけれども、本件のように、単純な計算ミスある いは不注意などによる「結果としての過少申告」と偽りその他不正の行為としての 所得隠匿行為にもとづく過少申告とが併存する場合においては、同法にいう「偽り その他不正の行為」とは、過少申告行為そのものではなく、所得隠匿行為としての 架空経費の計上等をいうと解すべきであり、従つて、本件においては、経費として 被告人が公表計上した各勘定科目中、「1」その他直接費の計上、「2」未払金の 計上 (ただし、K1関係のみ)、「3」印紙料の計上のみが偽りその他不正の行為 として把えうるのであつて、その他のものは、これには該当しないにも拘らず、原 判決か、偽りその他不正の行為としての過少申告と、結果としての過少申告との区 別をせず、単なる計算ミスあるいは不注意等によつて、申告もれとなった所得(昭 和四四、四六年の両年についての国税還付加算金がその典型である。)や、逆に過大に計上してしまつた経費をも含めて、逋脱所得を算出認定したのは、同法二三八条の解釈を誤り、ひいては事実を誤認したものであり、右誤りは判決に影響を及ぼ すことが明らかである、というのである。

(一) そこで検討してみるのに、所得税逋脱犯は、故意犯であるから、犯罪が 成立するためには、故意すなわち、脱税の認識を必要とするが、その認識は、逋脱 金額がいくらであるか、あるいは、逋脱金額の計算の基礎となる所得について、い くら所得を圧縮したかについての具体的な金額までを認識する必要はなく、また、 同犯は、一年度間における所得税の逋脱をもつて構成する単純一罪であるから、必ずしも、各勘定科目ごとに個別的な脱税の認識があることを要しないものと解すべきである。しかしながら、所得税逋脱犯の故意が、右のように具体的又は個別的な脱税の認識である必要がないというのは、免れた全税額につく要旨〉き全体として脱 税の認識が認められれば足りるという趣旨であつて、故意に所得を隠匿する行為と は無関〈/要旨〉係に生じた収入の過少記載又は経費の過大記載によつて生じた所得の 過少申告分をも包含する趣旨に解すべきではない。従つて、右のような所得の隠匿 行為とは無関係に生じた誤記、誤算又は不注意や思い違い等に基づく過少申告によ つて免れた所得税額は、所得税法二三八条にいう「偽りその他不正の行為」により 免れた所得税額には含まれないと解するのが相当である。

これを本件についてみてみるのに、原判決が挙示する関係証拠によれば、正規の 税務会計原則に従つて計算した被告人の昭和四四年ないし昭和四六年分の総所得金 額が、原判決書添付別紙第一ないし第三の各修正損益計算書に記載されているとお りであることが認められるところ、原判決は、昭和四四年分については、右別紙第 一、修正損益計算書の各勘定科目のうち「4」査証料七七七四円、「5」交通費六万六五五八円、「16」諸会費八六六〇円、「30」保険料二〇万五〇五一円、 「33」図書購入費一万三一四五円、「40」給食費一、八〇〇円、「41」諸雑費一万三六三円、「49」手形割引料一〇万八七四七円、「50」支払利息一〇三万二六三九円、「57」雑収入二二万二二三七円、「59」配当収入一五万三九 四五円、「61」国税還付加算金一〇五万七六〇〇円、「38」貸付金利息収入八 -万六三九九円、「63」前払金利息収入四〇万〇四一九円、「64」社債償還差 益三万五〇〇〇円についても、また、昭和四五年分については、同別紙第二、修正 損益計算書の各勘定科目のうち、「1」売上金一三六万九六〇八円、「2」外国送

金二〇円、「3」通信費一六万〇九三〇円、「4」査証料八七七八円、「5」交通費七〇万三〇一〇円、「10」福利費二〇八八円、「14」電話料三五二円のう50」保険料一六万二二四七円、「38」支払手数料七五七〇万〇三五五円のう50万円(検察官冒頭陳述書添付別紙第五逋脱所得の内容、「38」内訳(58」の30)「40」給食費三六九〇円、「56」雑収入五九万三二一七円、「61」が出金利息収入一八万三四三九円、「60」貸付金利息収入五九万三二一七円、「61」が出金利息収入一〇万三八九五円、「62」社債償還差益三万五〇〇円については、同別紙第三、修正損益計算書の各部に入日の方ち、「2」外国送金三七八五円、「3」通信費七六五〇円、「4」で到上の方ち、「2」外国送金三七八五円、「3」通信費七六五〇円、「4」で到上、「5」交通費四万〇八四〇円、「3」、「1」の部分)「57」を通過では、「5」、「1」の部分)「57」、「1」の部分)「57」、「1」の部分)「57」、「1」の部分)「63」貸付金元の万五四一六円、「62」国税還付加算金一八万七一〇〇円、「63」貸付金元の万三八五三円、「65」前払金利息収入六万四七五八円についてる。

昭和四四年分について検討してみるのに、原判決添付別紙第一修正損益 (1) 計算書の各勘定科目のうち「4」査証料七七七四円は、大使館から査証取消により 被告人に返戻された金額であるから、査証料勘定から差引くべきところ、不注意に より、誤つて差引かないで決算されていた金額の合計であり、「5」交通費六万六 五五八円は、被告人の事業所負担の従業員に対する通勤費の戻り金を入金しなが ら、不注意により誤つてこれを交通費勘定から差引かずにそのまま計上した金額 (うち、昭和四四年四月二日入金の一万六九五〇円については、入金伝票作成を失 念したもの)の合計額であり、「16」諸会費八六六〇円は、金銭出納帳の諸会費 勘定のうち立替払分の現金入金分を不注意により誤つて差引かなかつたものであり、「30」保険料二〇万五〇五一円は、被告人か従業員の名義を使用してE会社 と締結した退職金保険契約に基づき、被告人の負担で支払つた保険料であるが、被 告人の事業所においては、従業員が退職した場合、その者に対して当該保険金を交 付することにしていたのであつて、これを被告人か取得する意図がなかつたにも拘 、その保険料を損金として計上したのは、被告人が経理処理についての会計原 則を誤解したことによるものであり、「33」図書購入費一万三一四五円は、昭和四四年三月八日に私用図書購入分として被告人の事業所へ現金入金された一万三一 四五円を不注意により誤って差引かなかったものであり、「40」給食費一八〇〇円は、給食費の自己負担分として昭和四四年八月六日現金入金されたのを不注意に より誤つて差引かなかつたものであり、「41」諸雑費一万〇三六三円は、他人が 使用したF使用料か現金入金されたのを不注意により誤つて、雑収入に計上せず、 又諸雑費勘定から差引かなかつたものであり、「49」手形割引料一〇万八七四七 円は、公表の手形割引料について、不注意により誤つて重複計上してしまつたものであり、「50」支払利息一〇三万二六三九円は、Gに対する貸付金の収入利息五

- (2) 昭和四五年分について検討してみるのに、原判決書添付別紙第二修正損益計算書の各勘定科目のうち「1」売上金一三六万九六〇八円は、公表売上金額に 集計誤算があり、その結果実際の総売上金額より右金額分だけ過少に計上されたものであり、「2」外国送金二〇円は、被告人が昭和四五年九月二一日送金した六〇万三一五六円を元帳に誤つて六〇万三一七六円と記帳されたため、二〇円が過大に 計上されたものであり、「3」通信費一六万〇九三〇円は、被告人が立替払をして いたT連盟郵券立替代等の戻り金(昭和四五年四月一六日五一〇円、五月一一日一 二〇円、九月一八旦二〇〇円、九月二五日一六万円)を思い違いにより誤つて損金 として計上したものであり、「4」査証料八七七八円は、前記の前年における場合 と同様に査証取消による戻り金の一部を誤つて査証料勘定から差引かなかつたものであり、「5」交通費七〇万三〇一〇円も、前記の前年における場合と同様に交通 費の戻り金の一部を誤つて交通費勘定から差引かなかつたものであり、「10」福 利費二〇八八円は、社会保険の個人負担分二〇八八円の現金入金があつたものを誤 つて、福利費から差引くのを忘れたものであり、「14」電話料三一五二円は、 話料中に含まれていた私用電話の戻り金を不注意により誤つて差引かず、そのまま 計上してしまつたものであり、「30」保険料一六万二二四七円は、前記の前年に おける場合と同様の事情により計上したものであり、「38」支払手数料の経費計上については後に検討するが、この七五七〇万〇三五五円のうち三〇〇万円は、被 告人事務所の経理担当事務員Bが、所得税の確定申告にあたつて、元帳には昭和四 五年四月分の支払手数料として、三一一万円と計上されているのを決算書の経費明細書へ移記する際に、誤つて六一一万円と記載してしまつたことによる差額分であり、「40」給食費三六九〇円は、前記の前年における場合と同様に自己負担分と して被告人事務所へ入金された分を不注意により誤つて差引かなかつたものであ り、「56」雑収入四四万九四五一円は、前記の前年におけら場合と同様に生命保 険の奨励金、同保険事務代行手数料収入や、外国送金等に関する経費の戻り金、公 報売却収入、スクラップ売却収入、F貸与収入、手数料収入等を誤つて計上しなか つたものであり、「50」配当収入一八万三四三九円は、H(株)の八四一五株に ついての配当収入を不注意により誤つて計上しなかつたものであり、「60」貸付 金利息収入五九万三二一七円は、I、後藤武男、K、L、M、N、U、V、W、P、G、Xからの貸付金利子収入が一九四万〇二三〇円あつたのを計算を誤って、 ー三四万七〇二三円と計上したことによる差額であり、「61」前払金利息収入一〇万三八九五円は、前記の前年における場合と同様に社債等の取引に関し、被告人 が支払つた各取引証券会社に対する前払金の受取利息を誤つて収入として計上しな かつたものであり、「62」社債償還差益三万五〇〇〇円は、前記の前年における 場合と同様にその計算方法を知らなかつたことから生じたものであることがそれぞ れ認められる。
- (3) 昭和四六年分について検討してみるのに、原判決書添付別紙第三修正損益計算書の各勘定科目のうち「2」外国送金三七八五円は、昭和四六年五月二八日外国へ送金した三七八五円を元帳集計段階で、誤つて六月分小計にも加算してしま

つたものであり、「3」通信費七六五〇円は、Y協会使用の電話料七六五〇円が昭和四六年六月八日に現金で入金となつていたところ、これを不注意により誤つて差引かなかつたものであり、「4」査証料一二八〇円は、査証料変更のため被告人に返却された金員を不注意により誤つて差引かなかつたものであり、「5」交通費四 万〇八四〇円は、前記の昭和四四年における場合と同様に従業員に対する通勤費の 戻り金を入金しながら、これを交通費勘定から不注意に上り誤つて差引かなかつた ものであり、「30」保険料ーー万九五七六円は、前記の昭和四四年における場合 と同様に経理処理についての会計原則の誤解により、誤つてこれを経費として計上 してしまつたものであり、「37」支払手数料六五二六万二四三九円のうちには、 被告人が昭和四六年八月二四日八王子市a町b番の土地の売却手数料として株式会 社Zへ支払つた九〇万円を誤って二重に経費として計上したもの及び昭和四六年一 一月分の立替金勘定を支払手数料に振替処理した際、計算を誤つて二〇円だけ過大 に計上してしまつたものが含まれており、右合計九〇万〇〇二〇円は、後述する支 払手数料に関する架空経費の計上分と全く無関係に生じた計算上の誤りに基づくものであり、「57」雑収入四六万五四一六円は、前記の昭和四四年における場合と同様に生命保険の奨励金、団体定期配当金や外国送金に関する経費の戻り、自動車 事故損害受入金等の収入を不注意により誤つて雑収入に計上しなかつたものであ 「62」国税還付加算金一八万七一〇〇円は、前記の昭和四四年分における場 合と同様の事情により、所得として計上するのを忘れたものであり、「63」貸付 金利息収入二〇万三八五三円は、前記の前年における場合と同様に、 人、取引先から入金のあつた貸付金利子合計額を誤算した結果、公表計上額との間 に生じた差額であり、「65」前払金利息収入六万四七五八円は、前記の昭和四四 年における場合と同様に、社債等の取引に関し、取引証券会社から被告人が受取つた前払金の受取利息を不注意により誤つて収入として計上しなかつたものであるこ とがそれぞれ認められる。

右(1)ないし(3)で認定したように、原判決が認定した被告人の逋脱所得のうち、前記各金額については、いずれも、被告人の故意に基づく所得の隠匿行為とは無関係に生じた誤記、誤算又は不注意や思い違い等による収入の過少記載又は経費の過大記載であることが認められる。そして、記録を検討しても、他に、右金額について、被告人又は被告人の事務所の経理担当責任者A6が、被告人の所得圧縮の手段として、ことさら経費を過大に計上し、あるいは収入そのものを隠匿したと認むべき証拠は存しないのである。

(二) 所論は、原判決が本件のいわゆる「支払手数料」の経費計上について、 右は、これに関連する公租公課の勘定科目分も含め、いずれも被告人の事業に対応 する経費ではなく、これを経費であるかのように仮装して計上したにすぎない被告 人の所得隠ぺい工作である旨認定判示しているが、被告人は、右支払手数料を経費 として計上することが合法的節税方法であると信じていたのであるから、逋脱の故 意を欠くものであり、原判決はこの点においても事実の誤認がある旨主張する。

付供述調書を総合すると、「1」被告人は、弁理士であつて、I 1特許事務所を経営し、弁理士その他の従業員多数を雇傭して弁理士業務を行つているものである が、事業上の不測の事態、ことに顧客から依頼された出願手続上の過誤等により 多大の損害賠償を請求されたり、そのために得意先を失い、収入が激減するなどの 事態の発生にそなえ、これに対処し得るための財政基盤を築いておくため、資金、 資産の蓄積を図る必要があると考え、真正な納税申告をしていては被告人の所得の 増加に伴い累進税率によってその納税額もふえ、右資金、資産の蓄積に支障をきたすところがら、所得を隠匿して所得税の負担を減らそうとしたこと、「2」被告人は、その事業収入のうち国内のものは源泉徴収されているものが多く、また、外国 の依頼人からの収入も為替管理の対象となつているため、いずれも税務当局からの 税務調査等により収入の実態を把握されやすく、収入面でのごまかしができにくい ことから、架空の水増経費の計上などの費用面での経理操作によつて所得を隠匿し ようと考え、昭和三一年ころより事務所の経理担当責任者A6にその旨指示し、経 理操作の具体的方法を検討させたこと、「3」被告人は、昭和四一年ころに至ると、被告人の売上が上昇し、所得が激増したことから、A6の進言を容れ、同人を して、実際には手数料を支払つた事実はなかつたにも拘らず、次男B1、女婿D1、三男C1(昭和四四年以降)に対して手数料を支払つたかのごとく仮装して、 出金伝票を作成し、右三名の名義による定期預金を設定し、これを被告人がA6か ら受取つて管理したり、現金で受取つて絵画等を購入したりしていたこと、「4」 右三名の所得税確定申告も右A6の手で行い、右支払手数料に対応する事業所得を 日二石の所特代確定中台も石石もの子で打い、石文仏子数科に対応する事業所特を計上して申告し、その結果、右三名の名義により納付した所得税、事業税などに相当する金額についてまでも、あらためて被告人の支払手数料として計上したり、一たん立替払として計上したうえ、決算確定申告時に「支払手数料」や「公租公課」の勘定科目に振り替えたりしていたこと、「5」被告人は、次男B1ら右三名の名義で設定されることは、その都度自ら 決済して知つていたこと、「6」被告人は、本件査察開始後ミーテングと称し、A 6やB1ら関係者を集め、右支払手数料が実際に右B1ら三名に特別賞与等の名目

で支払われていたように供述を合せるよう打ち合わせたことが認められる。 右事実によれば、右支払手数料の計上は、被告人において、これが許されないものであることを認識しながら、ことさら被告人の所得を隠匿するための経理処理の方法としてなしたものであることが明らかである。

なるほど、A 6 及び被告人は、原審公判廷において、右支払手数料の経費計上が、合法的節税方法の一つであると信じていた旨所論にそう供述をしている。しかしながら、右各供述は、前記認定の事実及び被告人の検察官に対する昭和四八年二月一九日付供述調書中で被告人自身、右のごとき支払手数料を支払う形式をとるとにより、被告人の所得が減るものの、逆にB 1 らの所得が増えることになるか、累進税率の関係で、被告人の支払う所得税の総額が減るので、いささか気がとがめる思いをしながら、右のような架空の経費を計上することにより得た金を被告人の事務所の基金の一部として蓄積していた旨供述していることに照らして、にわかに措信することはできないのである。

一そうだとすると、原判決が被告人の逋脱所得と算定した昭和四四年分の支払手数料勘定科目の八二三〇万七三二一円、昭和四五年分の同科目のうち、前記(一)で指摘した三〇〇万円を控除した七二七〇万〇三五五円及ひ昭和四六年分の同科目のうち、前記(一)で指摘した九〇万〇〇二〇円を控除した六四三六万二四一九円は、いずれも、被告人が所得圧縮の手段として架空に計上したものと認めるのが相当である。

(三) 以上に摘示した以外の各経費勘定科目のうち、所論(控訴趣意補充書における主張を含む。)が「偽りその他不正の行為」による計上ではないと主張する分について検討する。

前掲各証拠に加えて、J1件成の上申書五通(甲(一)46ないし50)、大蔵事務官作成の昭和四八年二月二八日付調査書(甲(一)77)、同年二月二七日付調査書(甲(一)74)、同昭和四七年一〇月二六日付調査書(甲(一)64)、押収してある仮払伝票一袋(同押号の四一)、同昭和四五年分領収書綴一綴(同押号の三〇)を総合すると、前記(一)及び(二)で摘示した以外の各経費勘定科目は、後記のように、被告人が公表計上した経費のうち、原判決が正当な経費と認めず、その結果、被告人の逋脱所得と判断した各金額については、いずれも、それが所得の隠匿行為と無関係に生じたものとは認めることができないのであつて、この点に関する原判決の判断は相当である。すなわち、

(1) 原判決書添付別紙第一修正損益計算書勘定科目「6」交際費について被告人は、昭和四四年分の所得に関し、交際費四〇五〇万三九二二円を経費として公表計上しているが、その内には、事業経費となし得ない被告人の個人的な際で会む使途不明出金八〇八万九八〇〇円が含まれているが、被告人の事務所の経理担当責任者であるA6においては、被告人の使う金は、とりあえず事務所の仮払として支払つておき、あとで事業に必要なものとそうでないものとを区別して清算する建前をとつていたところ、被告人は、昭和四四年ころの被告人の収入が激増したことから、事業に関係ない支払が含まれていることを知りながら、これを含めて交際費として公表計上したのであり、このような経理処理の方法が許されないことは、十分承知のうえ、専ら経費の過大計上によつて、被告人の所得を圧縮する手段としてなしたものであるといわざるを得ないのである。

(2) 前同別紙第一、第二各修正損益計算書勘定科目各「45」及び別紙第三

修正損益計算書勘定科目「44」の各未払費用について

(3) 前同別紙第一ないし第三各修正損益計算書勘定科目各「28」の印紙料 について

被告人が経費として公表計上した印紙料についてみると、いずれも原判決が被告人の逋脱所得と認定した金額、すなわち、昭和四四年分に関する二二二八万二三五〇円のうちの二一五〇万円については、前記「支払手数料」の水増計上について判示したような経緯から、被告人の指示を受けたA6において、被告人の所得を圧縮すべく水増計上したり、架空計上したものであつて、所得圧縮のための過大経費の計上であることか明らかであり、同年の残りの七八万二三五〇円は、同年中に使用されていない印紙分であり、また、昭和四五年分に関する一八二万六六一五円、昭和四六年分に関する一五三万四四一〇円も当該年度中に使用されなかつた印紙の合算額であつて、所得圧縮の手段としての過大経費の計上であると認められる。

(4) 前同別紙第二修正損益計算書勘定科目「47」什器備品費について 被告人は、昭和四五年分の所得に関し、経費として、什器備品費助定科目において、三七八万一三三〇円を公表計上したが、そのうちには被告人が同年五月三〇 株式会社L1から購入した自動車(M1)の代金三二四万円が含まれているところ、右支出は、事業用固定資産の取得に要した費用であつて、減価償却される必要した。 費用である。しかるに、被告人は、同年度において、減価償却をとして公表計上したがら、翌昭和四六年において、減価償却要として公表計上したれて、方方九五七五円のうちに、右車輌の減価償却費として四三万三二六〇円を組入に要したが認められるのである。そうだとすると、被告人は、昭和四五年分に関立とが認められるのである。そうだとすることが認められるのである。そうだとないものと知りながら、あることが認力に表現として計上したものと推認せざるを得ないのである。

(四) 右に検討したように、原判決書添付別紙第一ないし第三の各修正損益計算書の各勘定科目のうち、昭和四四年分に関する前記科目番号「4」、「5」、「16」、「30」、「33」、「40」、「41」、「49」、「50」、「5

二 以上によれば、本件控訴は結局理由があるから、刑訴法三九七条、三八〇 条、三八二条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により被告事件についてさ らに判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、東京都千代田区c町d丁目e番f号gビルh号に事務所を設けて弁理士の業務を行つているものであるが、自己の所得税を免れようと企て、架空経費を計上して簿外預金を設定するなどの方法により所得を秘匿したうえ、

計上して簿外預金を設定するなどの方法により所得を秘匿したうえ、第一 昭和四四年分の実際総所得金額が別紙第一記載のとおり五億二六九四万五七三二円あつたにも拘らず、昭和四五年三月一〇日東京都千代田区 c 町 i 丁目 j 番 k 号所在の所轄麹町税務署において、同税務署長に対し、総所得金額が二億九三六一万四九三二円で、これに対する所得税が一億一二四七万九九〇〇円である旨の虚偽過少の所得税確定申告書を提出し、もつて、不正の行為により、同年分の正規の所得税額二億八七四三万五八〇〇円と右申告税額の差額一億七四九五万五九〇〇円を免れ

第二 昭和四五年分の実際総所得金額が別紙第二記載のとおり一億七九六三万五六〇四円あつたにも拘らず、昭和四六年三月一二日前記麹町税務署において、同税務署長に対し、総所得金額が九六六一万五五七四円で、これに対する所得税額は源泉徴収税額を除くと四〇七一万六五〇四円の還付を受けることとなる旨の虚偽過少の所得税確定申告書を提出し、もつて、右不正の行為により、同年分の正規の所得税額二一四九万八〇〇〇円と右申告税額との差額六二二一万四五〇〇円を免れ

第三 昭和四六年分の実際総所得金額が別紙第三記載のとおり三億三〇二〇万八七六三円、分離課税による長期譲渡所得金額が九九四五万二八〇〇円あつたにも拘らず、昭和四七年二月二九日前記麹町税務署において、同税務署長に対し、総所得金額が一億二三一八万三九二四円、分離課税による長期譲渡所得金額が一億〇一四五万二八〇〇円で、これに対する所得税額は、源泉徴収税額を控除すると一一三三万七六六〇円の還付を受けることとなる旨の虚偽過少の所得税確定申告書を提出し、もつて、右不正の行為により同年分の正規の所得税額六八七三万一〇〇〇円と右申告税額との差額八〇〇六万八六〇〇円を免れ

たもの(税額の算定は別紙第四記載のとおり)である。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示各所為は、いずれも所得税法二三八条一項に該当するところ、、懲役刑と罰金刑とを併科することとし、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから、定加重をし、罰金刑については免れた所得税額がいずれも五〇〇万円を超えので、別事をし、罰金刑については免れた所得税額がいずれも五〇〇万円を超えてといる。 「一、〇〇〇万円余にものぼる多額の所得税を通脱した事案であって、昭和四四年から昭和四六年まであって、日本のでので、明書のでのでのでのでので、明明でのでのでのでは、「一、四十年を記述するので、明明では、「一、四十年を記述する」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、四十年を記述する。」といる。「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「一、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のは、「日本のでは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日、日本のは、「日、日本のは 有する被告人によつて行なわれたものであるだけに、社会に与えた影響も大きく、 被告人の刑責は重大であるといわなければならない。